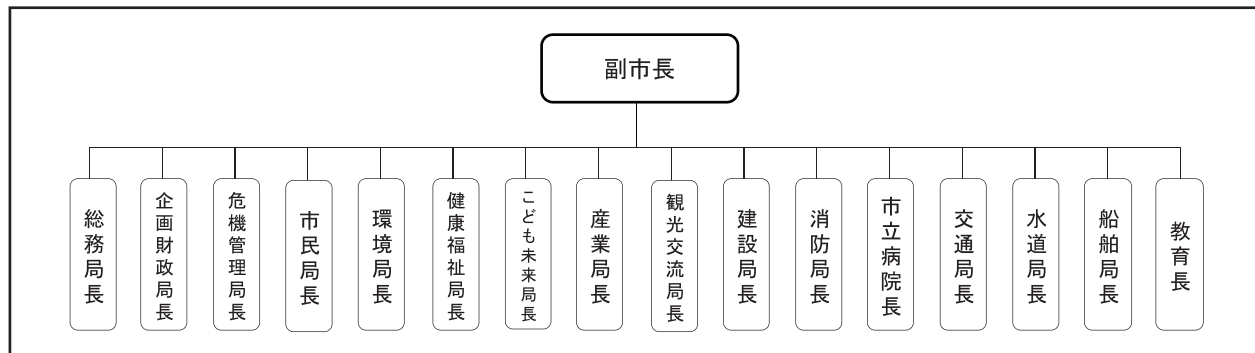


第4章 自殺対策の推進体制

本市における自殺対策の推進体制は、以下の3層構造になっています。

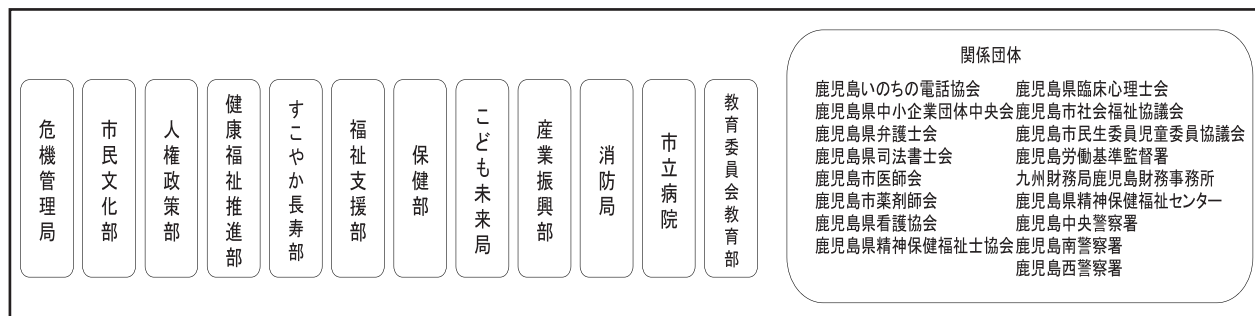
○自殺対策推進本部

最上位の意思決定機関で副市長が本部長を務めます。教育長や市立病院長に加えて、自殺対策に関係の深い関係部局の局長等で構成しています。



○自殺予防対策委員会

「自殺対策推進本部」の下に「自殺予防対策委員会」が位置付けられています。これはセーフコミュニティの推進において自殺予防分野を担う委員会であり、庁内の関係部局の他に地域の様々な関係団体も加わる形で組織されています。



○自殺対策庁内連絡会議

自殺対策を全庁的な取組として推進するため、「自殺対策推進本部」や「自殺予防対策委員会」での決定事項を「自殺対策庁内連絡会議」を通じて共有し、速やかに現場の取組に反映させていくための組織です。

